

委託設計書

委託方法

請負

委託設計書						委託方法	請負
所属部課名	学校教育部 学校施設課		設計年月日	令和 8年 1月 日		年度科目	令和 8 年度
学校教育 部長	審議監	課長	課長補佐	主査	班	設計者	設計内容審査済
委託名称	松戸市立小中学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務委託						
委託場所	松戸市立中部小学校ほか 59 校			委託期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日		
委託価格				金 円			
委託費計				金 円			
設計概要	給食用小荷物専用昇降機の定期点検及び法定点検 小学校 45校 全47基 中学校 15校 全15基						

内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
	直 接 人 件 費	小 学 校 分		基	47			第1表参照
		中 学 校 分		基	15			"
	直 接 人 件 費 計							
	直 接 物 品 費							
	直 接 業 務 費							直接人件費+直接物品費
	業 務 管 理 費			式	1			
	業 務 原 価							直接業務費+業務管理費
	一 般 管 理 費			式	1			
	委 託 価 格 合 計							
	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税							
	委 託 費 合 計							

設計書用紙(2号)

設計書用紙(2号)

第 2 表		点検作業費(定期点検)							1基年間当たり単価表	
名 称	種 類	規 格 寸 法	单 位	数 量	单 価	金 额	摘 要			
1基1回あたり										
保 全 技 師 I			人							
保 全 技 師 補			人							
小 計										
1基年間あたり										
合 計							5回			

設計書用紙(2号)

松戸市立小中学校給食用小荷物専用昇降機保守点検業務委託仕様書

1 業務の内容

各学校における給食用小荷物専用昇降機の機械及び各部並びに付属機器について、建築基準法第12条第4項に定める年1回の法定点検及び正常かつ良好な運転を維持することを目的として2ヶ月に1回の定期点検・整備を行うこと。

また、故障等により緊急の連絡を受けた場合、速やかに技術員を派遣し、早期に機能の回復（以下、「オンコール対応」という。）を行うこと。消耗品以外の費用が発生する場合は、担当職員と協議を行うこと。

2 契約の履行

受注者（以下「乙」という。）は、業務を行うに当たって、発注者（以下「甲」という。）の指示及び本仕様書に定めるところによるほか、関係法令を遵守し、環境衛生上の諸注意事項に留意しなければならない。

3 点検場所及び点検回数

別紙1「給食用小荷物専用昇降機設置基数及び点検回数表」のとおり。

4 点検内容

（1）定期点検

ア 点検時期

各学校に技術員を派遣し、定期点検を実施するものとする。定期点検は、4月から翌年3月までの間、2ヶ月に1回ごと合計5回の定期点検を行うものとする。

イ 点検項目

点検は、国土交通省住宅局建築指導課編集協力『昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書2025年版』に基づく点検を行うものとし、巻上機・電動機・各種ワイヤーロープ・制御機器・その他付属装置を点検するものとする。

ウ 点検時に要する消耗品等について

点検時に要する各種可動及び固定コンタクト類・ヒューズ類・リード線・ランプ・ウエス並びにオイル等の消耗品は乙の負担とする。

また、上記以外の消耗品に関して、学校備品の貸借は行わないものとする。

（2）法定点検

ア 点検時期

原則、夏季休暇中に建築基準法第12条第4項に定める法定点検を実施するものとする。

イ 点検項目

点検項目は、一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会「報告書等作成要領」に基づき、該当する項目を対象とする。また、定期点検の内容も併せて確認すること。

5 点検日程

- (1) 点検日程は、事前に各学校の栄養士等給食業務に携わる職員（以下「栄養士等」という。）と調整し、点検日程表を作成すること。業務開始及び完了の際は、栄養士等立会いの上、確認を得ること。
- (2) 点検は原則として、平日の15時以降とし、17時までに学校から退出すること。
- (3) 乙は、作成した点検日程表を点検の前月中旬頃までに甲に提出し、確認を得ること。

6 資格

点検従事者は、点検対象設備の点検に必要な専門知識や技能及び豊富な経験を有し、昇降機検査資格者等の資格を有する者とする。法定点検に関しては、建築基準法第12条第4項に定める資格を有する者とする。

7 報告

- (1) 乙は、定期点検結果に基づき、立会人押印の定期保守点検報告書を作成し、報告書を毎月提出すること。その際、全校の点検結果を総括表にまとめ、学校ごとに指摘項目の緊急性の判断が容易な体裁とする。法定点検に関しては、各校の点検記録にインデックスを付けるなど、整理に工夫をすること。
- (2) 点検で見つかった不良箇所については、その状況が判別できる写真を複数枚添付し、提出すること。
- (3) オンコール対応について、発生日時・対象校・故障内容・対応状況を表にまとめて毎月提出すること。

8 一般事項

- (1) 乙は、使用人の行為によって生じた過失は、自ら行ったと同一の責任を負い、自己の意思でないという理由でその責任を免れることはできない。
- (2) 乙は、給食用小荷物専用昇降機各部の点検、給油、調整、簡易な補修（ランプの玉切れ、押しボタン等）及び各部の清掃（機械室及びカゴ等）を行い、安全かつ良好な運転状態に保つよう保守を実施するものとする。
- (3) 乙は、業務を実施するにあたって、使用する器材等による児童・生徒の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。
- (4) 乙は、業務を実施するにあたって、給食業務の支障とならないように配慮しなければならない。

9 その他

- (1) 業務実施中に問題点が発見された場合は直ちに甲に連絡し、指示に従うこと。
- (2) 本仕様書は、一般的な事項を示すものであり、不明な点及び本書に記載されていない事項については、甲・乙協議して決めることとする。

給食用小荷物専用昇降機設置基数及び点検回数表

別紙1

(小学校)

No	学校名	設置数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	中部小	1基	○		○		◎		○		○		○		
2	東部小	〃	○		○		◎		○		○		○		
3	北部小	〃	○		○		◎		○		○		○		
4	相模台小	〃	○		○		◎		○		○		○		
5	南部小	〃	○		○		◎		○		○		○		
6	矢切小	〃	○		○		◎		○		○		○		
7	高木小	〃	○		○		◎		○		○		○		
8	高木第二小	〃	○		○		◎		○		○		○		
9	馬橋小	〃	○		○		◎		○		○		○		
10	小金小	〃	○		○		◎		○		○		○		
11	常盤平第一小	〃	○		○		◎		○		○		○		北校舎1号棟のみ
12	常盤平第二小	2基	○		○		◎		○		○		○		
13	穏台小	1基	○		○		◎		○		○		○		
14	常盤平第三小	〃	○		○		◎		○		○		○		
15	上本郷小	〃	○		○		◎		○		○		○		
16	小金北小	〃	○		○		◎		○		○		○		
17	根木内小	〃	○		○		◎		○		○		○		
18	栗ヶ沢小	〃	○		○		◎		○		○		○		
19	松飛台小	〃	○		○		◎		○		○		○		
20	松ヶ丘小	〃	○		○		◎		○		○		○		
21	柿ノ木台小	〃	○		○		◎		○		○		○		
22	古ヶ崎小	〃	○		○		◎		○		○		○		
23	六実小	2基	○		○		◎		○		○		○		
24	八ヶ崎小	1基	○		○		◎		○		○		○		
25	梨香台小	〃	○		○		◎		○		○		○		
26	寒風台小	〃	○		○		◎		○		○		○		
27	河原塚小	〃	○		○		◎		○		○		○		
28	和名ヶ谷小	〃	○		○		◎		○		○		○		
29	旭町小	〃	○		○		◎		○		○		○		
30	牧野原小	〃	○		○		◎		○		○		○		
31	貝の花小	〃	○		○		◎		○		○		○		
32	金ヶ作小	〃	○		○		◎		○		○		○		
33	馬橋北小	〃	○		○		◎		○		○		○		
34	殿平賀小	〃	○		○		◎		○		○		○		
35	横須賀小	〃	○		○		◎		○		○		○		
36	八ヶ崎第二小	〃	○		○		◎		○		○		○		
37	六実第二小	〃	○		○		◎		○		○		○		
38	新松戸南小	〃	○		○		◎		○		○		○		
39	松飛台第二小	〃	○		○		◎		○		○		○		
40	上本郷第二小	〃	○		○		◎		○		○		○		
41	大橋小	〃	○		○		◎		○		○		○		
42	六実第三小	〃	○		○		◎		○		○		○		
43	幸谷小	〃	○		○		◎		○		○		○		
44	新松戸西小	〃	○		○		◎		○		○		○		
45	東松戸小	〃	○		○		◎		○		○		○		
合計	45校	47基													
	定期点検	回数	47		47		0		47		47		47		235
	法定点検	回数	0		0		47		0		0		0		47

(中学校)

No	学校名	設置数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	一中	1基	○		○		◎		○		○		○		
2	二中	無													
3	三中	1基	○		○		◎		○		○		○		
4	四中	無													
5	五中	1基	○		○		◎		○		○		○		
6	六中	〃	○		○		◎		○		○		○		
7	小金中	無													
8	常盤平中	1基	○		○		◎		○		○		○		
9	栗ヶ沢中	〃	○		○		◎		○		○		○		
10	六実中	〃	○		○		◎		○		○		○		
11	小金南中	〃	○		○		◎		○		○		○		
12	古ヶ崎中	無													
13	牧野原中	1基	○		○		◎		○		○		○		
14	河原塚中	〃	○		○		◎		○		○		○		
15	根木内中	〃	○		○		◎		○		○		○		
16	新松戸南中	〃	○		○		◎		○		○		○		
17	金ヶ作中	〃	○		○		◎		○		○		○		
18	和名ヶ谷中	〃	○		○		◎		○		○		○		
19	旭町中	〃	○		○		◎		○		○		○		
20	小金北中	無													
合計	15校	15基													
	定期点検	回数	15		15		0		15		15		15		75
	法定点検	回数	0		0		15		0		0		0		15

◎ 法定点検

○ 定期点検

× 点検なし